

長浜市多文化共生のまちづくり指針(案)にかかる
パブリックコメントの実施結果について

■募集期間:令和4年12月15日(木)～令和5年1月13日(金)

■提出された意見: 3人 19件

■意見と市の考え方: 記載のとおり

NO	頁行	意見	ご意見等に対する市の考え方
1	P.16	<p>心がつながるコミュニケーション支援の記述の中で ・情報の多言語化について</p> <p>◎「やさしい日本語」の普及に取り組むとありますが、どのように取り組むのか記載するか図解などの方法でわかりやすく示していただけませんか</p>	<p>長浜市多文化共生のまちづくり指針は、多文化共生社会の実現をめざし、市が実施する多文化共生施策の取組方針を体系的にまとめたものです。指針に示す基本理念の実現を目指し、多文化共生のまちづくりをより一層推進するために、市や関係機関がとるべき具体的な施策内容等につきましては、「第3期長浜市多文化共生のまちづくり指針行動計画」でお示しいたします。</p>
2	P.16	<p>◎外国人市民に対し、多様なメディア媒体を活用して、市民生活に必要な情報提供</p> <p>本市における多様なメディア媒体とは、外国の方が理解できるどれだけ多様なメディア媒体があるのですか具体的に解説していただけませんか</p> <p>また、「外国人市民自らの情報発信によるネットワークづくりを促進します。」との記載がありますがどのようにネットワークを広げるのかその方法を記載していただき市民の皆様の協力を得るべきではないでしょうか</p>	<p>令和4年に実施した「外国人市民アンケート調査」によると、外国人市民が情報を得るために利用している媒体として、Facebook, YouTube, Instagram, TikTok, Twitter, LINE, Weibo, WeChat, Yahoo!が挙げられていましたが、本市としては、指針案8ページに記載がありますように、Facebook やメール配信サービスで情報発信しています。</p> <p>また、ネットワークづくりについては、「第3期長浜市多文化共生のまちづくり指針行動計画」でお示しいたします。</p>
3	P.16	<p>◎特に、関係各課が協力しゴミ出しカレンダーなど多言語化も早期に対応していただきたい。</p>	<p>ゴミの分別やカレンダーにつきましては、多言語に翻訳し、外国人市民に配布しております。また、ゴミ分別アプリも5言語(ポルトガル語・スペイン語・英語・中国語・ベトナム語)で対応しております。</p>

4	P.16	<p>・日本語や日本文化が学習できる環境づくり</p> <p>◎学習機会を増やすため、日本語を教えられるボランティアの育成を推進します。</p> <p>具体的にどこでどのように育成していただけるのかその方法を明記して市民の皆様の協力を得るべきではないでしょうか</p>	<p>ボランティア育成の方法につきましては、養成講座などを計画しておりますが、具体的な場所、内容等につきましては、決定次第、市ホームページなどでお示しいたします。</p>
5	P.16	<p>・地域におけるやさしい日本語の普及</p> <p>◎「やさしい日本語を活用したコミュニケーションの促進や習得機会づくりを推進します。」とありますが、その方法を明記して市民の皆様の協力を得るべきではないでしょうか</p>	<p>やさしい日本語の普及に関しては、市民対象のやさしい日本語講座の実施等を計画しておりますが、詳しい内容につきましては、「第3期長浜市多文化共生のまちづくり指針行動計画」でお示しいたします。</p>
6	P.16	<p>■安心して暮らせる生活支援の中で</p> <p>・災害に対する備えの推進</p> <p>◎災害が発生したとき、外国人にはニュースがすぐ届かないのではないかと心配しています。いち早く正しい情報が外国人に伝わるようにニュースの内容を翻訳してインターネットで拡散するなど情報のルートを考えていいのではないかと。FMラジオでの発信まではすぐには難しいかもしれないが、日頃から外国人のメーリングリスト等を持ち、いざという時、外国人へ情報を発信できるよう、日頃から伝える準備や人材育成、自助による防災体制の整備をしておくことが大切です。そのための具体的な内容を記述すべきではないでしょうか</p>	<p>災害時の情報伝達につきましては、本指針案の12ページ【2-4 防災・防犯】にも記載しておりますが、避難情報などを翻訳し、市メール配信サービスで登録者へ多言語で配信する他、Facebookでも情報提供しています。今後も迅速な情報伝達が行えるよう、体制を整備していきます。</p>
7	P.17	<p>・教育環境の整備、キャリア教育の推進</p> <p>◎外国人児童生徒が学校生活を円滑に送ることができるよう、学習指導、生活指導、教育相談等の充実を図ります。とありますが、具体的な学校での支援方法を併記したほうが解りやすいと考えますがいかがでしょうか。</p>	<p>具体的な施策の内容につきましては、「第3期長浜市多文化共生のまちづくり指針行動計画」でお示しいたします。</p>
8	P.17	<p>◎外国につながる子どもたちの日本語支援を行っているが、小学校入学前の子のマナーや日本語支援が気になっています。就学前家庭で、親と向き合い話を聞くことでスムーズに学校生活を子どもが送れるようにしてあげるなど親の会等を設け学校の先生にも来てもらいコミュニケーションをとる場を開く支援をすべきではないでしょうか</p>	<p>外国につながる子どもについて、必要に応じて通訳兼保育支援員を配置し、園での遊びや生活を通して、人と関わる力や言葉の力などを育む支援をしております。就学後の生活が少しでもスムーズに送れるよう、学校との連携をすすめてまいります。</p>
9	P.17	<p>■労働環境の整備 の中で</p> <p>◎「外国人市民を雇用する企業に、誰もが働きやすい労働環境の整備や多文化共生に関する啓発を進めま</p>	<p>外国人を雇用する企業に対しては、定期的に調査を実施している他、多文化共生・国際化のまちづくり市民会</p>

		す。」とありますが、実態調査や確認なども必要ではないでしょうか こうした調査によりさらに身近な支援が可能となりませんか	議にも企業からご参加いただき、ご意見をいただいております。
10	P.17	◎健康で安心して暮らせる環境づくりの記載がありますが、この他にも病院や診療手続きなども支援が必要ではないでしょうか	ご指摘のとおり、病院などでの支援も必要と考え、具体的な施策を検討してまいります。
11	P21	◎推進体制、行動計画及び進行管理の記載があり、本指針の実現をめざし、多文化共生のまちづくりを進めるために、「第3期長浜市多文化共生のまちづくり指針行動計画」として具体的な施策の内容とその達成目標スケジュール等を定めますとの記載がありますが、本計画の中にも具体的な行動計画を併記し進行管理を明確にさせていただきわかりやすくしていただけないでしょうか	本指針は、期間の定めのないものとして策定しておりますので、期間の定めのあるものとして行動計画は別で管理してまいりたいと考えています。具体的な施策の内容は「第3期長浜市多文化共生のまちづくり指針行動計画」でお示します。
12		■定住化・家族構成の変化とニーズの多様化により、市内の外国人の方も、住み続ける理由として「配偶者や家族が住んでいる」など、外国人世帯の家族化が進んでいると考えられますが、市として、定住化の支援策はないのでしょうか	市としては、この「長浜市多文化共生のまちづくり指針」に基づき定めた「第3期長浜市多文化共生のまちづくり指針行動計画」でお示する施策の一つ一つが、外国人市民の定住化の支援に繋がるものと考えております。
13		■外国人の皆さんの地域等での活躍と貢献を後押しするための仕組みが不十分ではないでしょうか 外国人の皆さんが地域社会に溶け込むためには、一層のお互いの歩み寄り、これを実現するための手段を明記する必要はないでしょうか	外国人市民が地域社会へ参画しやすくするため、翻訳などの支援を行っており、「第3期長浜市多文化共生のまちづくり指針行動計画」で詳細についてはお示いたします。
14		■外国籍等の子ども達が目指したいと思うような大人に出会う機会が少なく文化、宗教、生活習慣等の違いに対する根強い差別的な見方や偏見がありこれを解消するための方策を記載する必要はありませんか	外国人市民アンケートでも市への要望として、「外国人への偏見や差別をなくすこと」との回答が多数あり、ご指摘の問題を解決するため、施策の方向性の一つに「日本人市民と外国人市民の相互理解の促進」を新たに追加しております。具体的な施策については、「第3期長浜市多文化共生のまちづくり指針行動計画」でお示いたします。
15		■案内表示や情報提供体制など、一層の取組が必要ではないでしょうか	心がつながるコミュニケーション支援では、情報の多言語化や多言語での情報提供をあげております。引き続き取組を進めてまいります。

16		<p>■本書の指針を確立させる場合もつとも重要なことは、外国人の皆さんに本市として、「憲法 94 条は、地方公共団体(自治体)は法律の範囲内で条例を制定することができる」と規定しているがこれをどう外国人の皆様にも規範等を遵守していただけるのか、外国人の皆様の権利を尊重して指針の方針として議論を明記する必要はこれからの社会に必要ではないでしょうかご検討をお願いします。</p>	<p>今後の参考にいたします。</p>
17	<p>P16</p> <p>(1) 心がつながるコミュニケーション支援 ① 情報の多言語化</p> <p>外国人市民は、日本の生活習慣を理解する機会が圧倒的に不足しています。やはり、来日してから地域で住み始めるまでに日本の生活習慣を伝える機会を何度も設ける必要があります。</p> <p>そこで、「P16(1)心がつながるコミュニケーション支援 ①情報の多言語化」に日本の生活習慣が記憶に定着して、実際に行動に移せるような体制構築のための主な取り組みとして、以下の追記を提案します。</p> <p>隣近所の日本人市民と外国人市民が、生活トラブルなく「お互いに静かに暮らせる関係」を「共存」と定義します。ゴミの分別を例に考えてみますと、入国審査や税関で説明を受けません。次に行政と接触する「市区町村の転入手続き」でも、ゴミの分別方法が掲載された多言語のパンフレットを渡すだけの場合が多いのも実態です。次に、自宅を借りる際、不動産会社はゴミの分別に関して十分な説明をしていません。</p> <p>つまり、ゴミの分別に関する説明をほとんど受けずに地域で住み始めた結果、外国人市民は悪気なく分別が出来ないわけです。一方で、日本人市民からすれば、悪気が無かろうと迷惑に感じます。これでは、お互いに不幸な状況となることが、来日時点で決まっていると言えます。</p> <p>また、地域の日本人市民と外国人市民が交流していくためには、「共存」を築くことが大前提です。何故なら、「迷惑な隣人」とは、日本人同士であっても交流したくないのが当たり前。「共存」とは、「地域における多文化共生」を推進していくうえで、最低限必要な社会の土台と言えます。</p>	<p>転入時、日本の生活習慣の情報を外国人市民に提供するため、本市では、市民課に通訳・相談員を配置し、多言語で対応しております。</p> <p>また、今後、自治会などで開催している「ゴミの分別」等の行政出前講座に通訳を派遣し、外国人市民が母語で説明を受けられる体制を整えてまいります。</p> <p>その他のご提案につきましては、「第3期長浜市多文化共生のまちづくり指針行動計画」の参考にさせていただきます。</p>	

「共存」に至って、初めて「共生」に歩みを進められるのです。

そこで、外国人市民に対して、最低限の日本の生活習慣を理解する機会をいかに確保していくのかが、「共存」を築くためのポイントになります。たとえば、静岡県磐田市では「外国人情報窓口」を設置して、市の転入手続きの際に通訳者を交えて、日本の生活習慣を口頭で伝える時間を設けています。新規来日の家族向けであれば、長いと1時間半近くの時間をかけて、磐田市での生活に必要な情報を説明しています。

ゴミの分別であれば、最初に用意しておいた動画を10分間見てもらい、その後、動画の内容をクイズ形式で10分間の確認を実施します。つまり、合計20分間の情報伝達をしています。「外国人情報窓口」のような専門窓口を設けることは、効果的な情報伝達の方法と言えます。

また、不動産業者が物件を貸し出す際には、日本の生活習慣について時間をかけて説明することが必要です。さらに、外国人労働者が地域に増え始めると、地域では生活トラブルが増えやすくなります。そこで、雇用企業は外国人従業員の労働力の恩恵を受けているため、外国人従業員が、日本の生活習慣を理解できるように社員教育をして、地域社会に対する責任を果たす必要があります。

やはり、外国人市民は、たった一度だけ説明されても、直ぐに母国と異なる生活習慣を理解できるとは限りません。やはり、何度も説明する機会を設けることで、初めて理解ができるようになります。理解ができると、記憶に定着しやすくなります。記憶に定着するからこそ、日本の生活習慣に合わせた行動が、地域社会でも出来るようになるはずです。

さらに、2020年に改定された総務省「地域における多文化共生推進プラン(改訂)」では、「住宅入居後のオリエンテーションの実施」という項目において、「地域のルール等を外国人住民に周知するオリエンテーションの仕組みを、自治会、NPO等と連携して構築する」とあります。地域で住み始めるまでに伝えるだけでなく、地域で住み始めた後にも、雇用企業などが定期的にオリエンテーションするなどして、外国人市民が日本の生活

		<p>習慣を再確認できる機会を設けていく必要があります。従いまして、1. 転入時、日本の生活習慣の情報を外国人市民に提供するため、「外国人情報窓口」のような専門の窓口を設置すること、2. その窓口では、通訳者を付けて日本の生活習慣を伝える時間を設けること、3. 不動産業者が、日本の生活習慣について説明する時間を十分に設けるよう依頼すること、4. 外国人従業員が、日本の生活習慣を十分に理解できるオリエンテーションを開催するように、外国人雇用企業へ依頼すること、5. 外国人雇用企業が、来日後1か月、半年などのスパンで、定期的に日本の生活習慣に関するオリエンテーションを、外国人従業員に対して実施するように依頼すること、という5点について、「P16(1)心がつながるコミュニケーション支援 ①情報の多言語化」の主な取り組みとして追加することを提案します。</p>	
18	P17	<p>(3)多様性を活かした多文化共生の地域づくり ①外国人市民の自立と社会参画のための環境づくり</p> <p>日本人市民と外国人市民の関係をつなぎながら、地域社会への参加を支援しつつ、双方が生活しやすいまちづくりに貢献するコーディネーターを、地域の実情が把握しやすい「まちづくりセンター」の職員として配置することを提案します。</p> <p>本提案の背景は以下の通りです。</p> <p>外国人市民が地域に増えると、日本と母国の生活習慣の違いによる騒音やゴミの分別などの問題が起きて、日本人市民にとって「迷惑な隣人」になることがあります。しかし、日本人市民にはトラブルでも、外国人市民がトラブルと認識しないケースがある一方で、生活習慣の違いはすぐ直らない上に言葉も伝わらない場合、これらの問題解決には時間を要します。</p> <p>また、交流の場づくりは、多文化共生に興味のある同じ顔ぶれの市民や、地域外の市民ばかりが参加するだけで、同じ地域の市民交流になりにくい現実があります。結局、同じ地域の市民同士は、「見知らぬ隣人」のままになりがちです。</p> <p>さらに、外国人市民の中には、生活を営むことで精一杯な方もいて、時間的・言語的等の制約から、地域活</p>	<p>本市では、外国人市民が多く居住する神照地区の長浜市多文化共生・国際文化交流ハウス(GEO)を多文化共生の拠点として各種事業を展開しています。この施設では、外国人市民からの相談などに応じる他、外国人市民と日本人市民の交流イベントを開催しています。</p> <p>ご提案いただいた内容につきましては、この施設や施設の職員が一部対応しておりますが、その他の具体的な施策の内容につきましては、「第3期長浜市多文化共生のまちづくり指針行動計画」の参考にさせていただきます。</p>

動への自発的な参加が難しい現実もあります。

そのため、交流事業や外国人市民の社会参画の事業は、結局、多文化共生に関心を持つ一部の層にしか効果がなく、「すべての人が尊重しあい、多様な文化が息づき、共に支えあうまちづくり」に至らないことが、日本の各地で見受けられます。

つまり、外国人市民が、地域に住み始めたことで生じる、日本人市民にとっての生活環境の悪化を緩和し、両者が人間関係を築く機会をしっかりと設けて、外国人市民の受け入れを軟着陸させることが必要です。この観点が抜けた場合、元からの日本人市民の不満が溜まり、双方が住みにくくなることで、外国人市民が定住しにくくなってしまいます。

そもそも、外国人市民と一括りに表現できても、その実態は、経済状況、教育段階、在留資格などで多様な背景を持つため、一律の施策がなかなか機能しません。そこで、市民同士の間を意識的につなぎ、地域の現状に根差した対応策を実行する第三者が、外国人市民がいる地域には必要です。

これらの業務は、日頃から地域の市民と関係を築ける場所で働く、「まちづくりセンター」の職員に適任であるため、その活用を提案します。

「まちづくりセンター」の職員が、双方の市民と信頼関係を築いてイベントなどに誘いつつ、日本人市民と外国人市民が交流しやすいイベントプログラムを考案すれば、両者の交流が促進されて、「見知らぬ隣人」から「顔見知り」になっていきます。「顔見知り」になれば、「お互いに協力する関係」である「共生」を築くことが可能になります。

たとえば、人口約 4,600 人の内、その半分を超える約 2,600 人が外国人市民になった埼玉県川口市の「芝園団地」では、学生ボランティア団体「芝園かけはしプロジェクト」が、双方の市民と信頼関係を築いて、上述のような役割を一部担っています。

また、三重県四日市市では、外国人市民の集住する笹川地区を「多文化共生モデル地区」に位置付けて笹川地区の敷地内に「多文化共生サロン」を設置し、「多文化共生モデル地区担当コーディネーター」を 2 名配置。地域の現状や課題の迅速な把握に努めつつ、日

本人市民と外国人市民の日常的な交流の取り組みを進めています。

一方で、川口市の事例はボランティア活動のため、個人の事情に左右されて、安定した活動に限界があることも分かっています。また、様々な地域にコーディネーターを新規配置するのは、予算的に難しいと考えます。そこで、「まちづくりセンター」の職員がコーディネーターになれば、個人の事情に左右されない業務としての安定的な活動が可能になります。さらに、既存施設と職員の方々を活用することで、新規予算の投入が最小限に抑えられます。

ただ、「まちづくりセンター」の職員が、これらの業務に精通するため、コーディネーター育成研修を実施することが必要です。

さらに、全ての「まちづくりセンター」において、これらの取り組みを一斉に始めることは難しいものと考えます。そこで、外国人市民が多く住んでいる地域について、「多文化共生モデル地区」に設定したうえで、その地区の「まちづくりセンター」を中心にしながら、試験的に多文化共生の地域づくりを推進する取り組みを、開始することが望ましいものと考えます。

そして、「まちづくりセンター」の職員の統括責任者として、市民協働部市民活躍課多文化共生係の方々が、横断的な視点での情報共有や研修などを実施することで、センターの職員が各地域に根差して活動する縦の取り組みと、市全体に効果が波及する横の取り組みが合わさって、結び目の固い多文化共生の施策を展開できると考えます。

従いまして、1. 外国人市民が多く住んでいる地域を「多文化共生モデル地区」に設定、2. 地域社会における交流促進の場として、「まちづくりセンター」の活用を明示、3. コーディネーターとして「まちづくりセンター」の職員の活用を明示、4. コーディネーター機能(双方の住民関係をつなぐ)の明示、5. これら施策の評価方法の明示、6. コーディネーター育成研修の実施を明示、という6点について、「P17(3)多様性を活かした多文化共生の地域づくり ①外国人市民の自立と社会参画のための環境づくり」の具体的な施策内容として追加することを提案します。

19	全体	外国人市民に敬意を持って、優しくしてほしい	本指針の基本理念に「すべての人が尊重しあい、多様な文化が息づき、共に支えあうまちづくり」とあるように、日本人市民外国人市民が共に尊重しあえるまちづくりを進めてまいります。
----	----	-----------------------	---